寝屋川流域下水道外　管路管理業務委託（Ｒ５－１） 契約書　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新（修正後）令和5年8月9日 | 旧（修正前） |
| （統括責任者等に対する措置請求）**第18条**　発注者は、統括責任者、管理技術者、現場代理人及び主任技術者等若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは**第12条第２項**の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。２～４（略） | （統括責任者等に対する措置請求）**第18条**　発注者は、統括責任者、管理技術者、現場代理人及び主任技術者等若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは**第７条第２項**の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。２～４（略） |
| （発注者による履行状況の確認）**第37条** 発注者は、随時、本件業務の実施について履行状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。ただし、**発注者**は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。２（略） | （発注者による履行状況の確認）**第37条** 発注者は、随時、本件業務の実施について履行状況の確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。ただし、**委注者**は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。２（略） |